

有事関連3法案の廃案を求める声明

政府・与党は、先の国会に有事関連3法案（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案）を提出した。しかし、国会における野党の追及と法案成立に反対する国民世論の高まりによって、先の国会での成立は、あきらめたものの、秋の臨時国会での立法化を目指している。小泉首相は「備えあれば憂いなし」と、「有事法制」を整備する必要性を強調する。しかし、日本が直接武力攻撃されるような「有事」が近い将来に起こることが想定できないことは、政府自身が、国会で答弁しているとおりである。それでは、一体何のために「有事法制」を今、早急に整備する必要があるのか。国会審議のなかで明らかになってきているように、これらの法案の最大のねらいは、米軍が自衛隊を従えて介入戦争を起こすときに、これを全面的に支援する国家体制と国民総動員体制をつくることである。

1997年に日米両政府は、新しい「日米防衛協力に関する指針」（新ガイドライン）に合意し、アメリカの軍事介入に自衛隊を参加させる基本指針を確認した。この指針を実施するための法律として、99年に周辺事態法を強行成立させ、自衛隊が米軍へ支援する道すじをつけた。そして今回の有事法制では武力行使を含めて海外での自衛隊の参戦ができるしくみをつくろうとしている。

また、この法案ではすべての国民に戦争協力の努力義務があり、自治体や運輸通信、建設、病院などの民間企業及び大学まで含めて政府の管理下におかれ、そこで働く労働者や技術者・学者も協力の義務を負わせられることになる。また、「防衛」の為の陣地づくりのためとして、国民の土地家屋を強制的に取り上げることも可能となる。政府は、「有事」においては、国民の基本的人権は制限されるとも述べており、「こんな戦争に協力したくない」という思いで、食料・燃料等の保管命令に反した人は、処罰されることとなる。

これらの法案は、日本国憲法に正面から反するものである。憲法前文にあるように、「日本国民は（中略）政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」たのであり、「日本国民は恒久の平和を念願し、（中略）平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」のである。

政府の行為によって戦争の惨禍が起こることが危惧される法案が継続審議となった。我々が求めているのは、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼した安全保障であり、そのための外交努力である。平和な社会は軍事力によって築くことも守ることもできない。

先のアジア・太平洋戦争では多くの科学者が犠牲になり、また戦争への協力を強制された。地学団体研究会は、設立当初から、平和を確保してこそ健全な科学の発展があるとの決意で、科学・技術が他国への侵略の目的や戦争の準備のために使われないよう努力するという点を目的のひとつに掲げている。

我々は平和憲法を守る立場に立って有事関連3法案の廃案を求めるものである。以上決議する。

2002年8月3日

地学団体研究会第56回総会